
令和3年度第8回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年11月12日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

| | | | | | | | |
|---------|-----|----|----|-----|----|----|--|
| 会長 | 12番 | 横山 | 和男 | | | | |
| 会長職務代理者 | 13番 | 西村 | 辰寿 | 14番 | 西田 | 悦子 | |
| 委員 | 1番 | 平木 | 正紀 | 2番 | 明治 | 良一 | |
| | 3番 | 今井 | 光秋 | 4番 | 綾木 | 晴子 | |
| | 5番 | 小林 | 孝 | 6番 | 谷尾 | 友枝 | |
| | 7番 | 小椋 | 武 | 8番 | 田中 | 正則 | |
| | 9番 | 山寄 | 幸臣 | 10番 | 中田 | 典昭 | |
| | 11番 | 山根 | 祐一 | | | | |

○農地利用最適化推進委員

| | | | | | |
|----|----|----|-------|--|--|
| 委員 | 安部 | 寛 | 手見野大樹 | | |
| | 荻原 | 晴雄 | 栄田 正温 | | |
| | 井上 | 善雅 | 上田 正人 | | |
| | 佐藤 | 洋一 | 上月 清 | | |
| | 西村 | 昭二 | 保田 公範 | | |
| | 竹内 | 俊雄 | 白岩 義広 | | |

4. 欠席委員 山本 知司 公賀 義高

5. 議事日程

- | | | |
|----|------------|-------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 13番 西村 辰寿、14番 西田 悦子 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画案の決定について |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用配分計画案について |
| 第7 | その他 | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、山本推進委員、公賀推進委員 2名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和3年度第8回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

会長（議長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、13番 西村辰寿委員、14番 西田悦子委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

会長（議長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は40件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。3件の該当事業がありました。14ページをご覧ください。県急傾斜地崩壊対策工事、小規模砂防工事の工事用道路ほか林地荒廃防止工事の現場事務所ほかです。どれも事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

会長（議長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

| | |
|--------|--|
| 今井委員 | 14 ページ 13 の 2 の篠波の関係ですが、事業の工期が令和3年の11月1日から令和5年となっていますが令和4年ではないでしょうか。私は篠波なんですけど部落への説明は来年3月で終わりとなっています。令和5年はありえないと思います。 |
| 事務局 | 手元に資料を持ち合わせておりません。確認しますので時間をいただきたいと思います。 |
| 会長（議長） | 今井委員さん。それでよろしいですか。 |
| 今井委員 | はい。 |
| 会長（議長） | 他にございませんか。無いようですね。 続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号10-1について事務局は説明をお願いします。 |
| 事務局 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について。議案書の1ページをご覧ください。 受付番号10-1について説明をします。 【議案第1号 受付番号10-1 朗読後、説明】 土地の所在地 船岡地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 311 m ² 土地の所在地 船岡地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 200 m ² 土地の所在地 船岡地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,974 m ² 土地の所在地 破岩地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,071 m ² 権利の種類は、所有権移転贈与です。 理由につきましては、親から子への贈与です。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人と譲渡人は親子で、同居されております。贈与後も親子で耕作をされるということです。通作については、自宅から概ね2km程度であり問題はないと思われれます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、15年以上 |

| | |
|--------|---|
| 事務局 | <p>農業に従事されておりますので、問題はないと思われま</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は30アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、45アールあり問題はありませ</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稲と野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められま</p> |
| 会長（議長） | <p>この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p> |
| 山根委員 | <p>11月4日に事前調査を行いました。譲渡人から話を聞きました。先ほど事務局からありましたように譲渡人と譲受人は親子関係であります。電話で生前一括贈与するとの意思を確認いたしましたので問題なしと考えま</p> <p>以上よろしくお願</p> |
| 会長（議長） | <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>（質疑なし）</p> |
| 会長（議長） | <p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員一同 | <p>（全員挙手）</p> |
| 会長（議長） | <p>賛成多数と認めま</p> <p>申請どおり決定といたしま</p> <p>続きまして、受付番号11-2について事務局は説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>受付番号11-2について説明をしま</p> <p>【議案第1号 受付番号11-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 小別府地内</p> <p>登記地目：畑 現況地目：畑</p> <p>面積 319㎡</p> <p>権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、農業経営規模を拡大したいという意向のある譲受人が耕作されるということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は所有農地や借り入れた農地で主に水稲や野菜を栽培されていま</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>す。通作については、申請地は自宅の斜め横に位置するため、問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、40年以上農業に従事され、年間を通して農作業に従事されておりますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は50アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、65アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜や果樹を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> |
| 会長（議長） | <p>この件につきましては、10番 中田典昭委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p> |
| 中田委員 | <p>11月7日に現地を確認して譲受人宅に行き説明を聞き問い合わせていただきました。ただいま事務局の方で詳細に説明されたとおりですので問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。</p> |
| 会長（議長） | <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>（質疑なし）</p> |
| 会長（議長） | <p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員一同 | <p>（全員挙手）</p> |
| 会長（議長） | <p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号12-3について事務局は説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>受付番号12-3について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>【議案第1号 受付番号12-3 朗読後、説明】 土地の所在地 土師百井地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 408㎡ 権利の種類は、所有権移転交換です。</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>議案番号 13-4 の農地との交換です。譲受人から譲渡人に申請地を譲って欲しいとの話をされ、その結果、譲渡人の希望により、代替地として譲受人の農地を提供する交換という形で話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は所有農地や借り受けた農地で水稻を栽培されています。通作については、自宅から概ね車で3分程度であり問題はないと思われまます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、10年以上農業に従事され、主に春から秋にかけて農作業に従事されておりますので、問題はないと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、145アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> |
| 会長（議長） | この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。 |
| 山寄委員 | 地区担当の山寄です。調査について報告いたします。11月2日に電話による聞き取り調査を行いました。この申請人さんは代理人をたてておられまして行政書士の●●さんという方が代理人になっておられます。その方に聞き取り調査を行いました結果、先ほど事務局から報告がありましたがそれとの間に全く齟齬はなかったということで問題はないと考えております。皆様の審議よろしくお願ひします。 |
| 会長（議長） | この件につきまして、質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 会長（議長） | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |
| 会長（議長） | 賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 13-4 について事務局は説明をお願いします |

| | |
|--------|--|
| 会長（議長） | す。 |
| 事務局 | <p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号13-4について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号13-4 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 土師百井地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 481 m²</p> <p>権利の種類は、所有権移転交換です。</p> <p>理由につきましては、先ほどの受付番号12-3で申し上げましたとおり、お互いが所有する農地の交換ということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、所有する農地で水稻と野菜を栽培されています。通作については、自宅から徒歩で2分程度であり問題はないと思われま</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、40年以上農業に従事され、主に春から秋にかけての期間に農作業に従事されておりますので、問題はないと思われま</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが申請地の下限面積は40アールであり取得後の譲受人の耕作面積は64アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> |
| 会長（議長） | この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。 |
| 山寄委員 | 山寄です。同じく11月2日に電話による聞き取り調査を行いました。その内容は先ほど事務局が報告した内容と全く同じであり問題はないと思っておりますし、双方ともに合意のうえの申請と伺っておりますので全く問題はないと思っておりますが皆様方のご審議よろしくをお願いします。 |
| 会長（議長） | この件につきまして、質問意見はありませんか。 |
| 小林委員 | 小林です。質問ですけれども両方の田を見ても形状は違うようですし●●番は道路に隣接しているようですし面積も●●番の方が大きい。現地を歩いたわけではないのでわかりませんが、これはお金 |

| | |
|--------|---|
| 小林委員 | の発生なしで土地だけの交換でしょうか。 |
| 事務局 | 失礼します。申請書を持ってこられたときに確認させていただきました。お金の発生はないとお聞きしているところです。 |
| 小林委員 | わかりました。ありがとうございました。 |
| 会長（議長） | その他ございますか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 会長（議長） | 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |
| 会長（議長） | 賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。 |
| | 続きまして、日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号9-1について事務局は説明をお願いします。 |
| 事務局 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。 受付番号9-1について説明をします。 【議案第2号 受付番号9-1 朗読後、説明】 土地の所在地 鍛冶屋地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 113.95 m ² 所有権移転による露天駐車場を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、議案書の4ページから7ページに付けています。 場所については、議案書の4ページから6ページに図面を付けていますが、鍛冶屋集落内に位置する農地になります。土地利用計画図は7ページに付けています。 転用理由につきましては、自宅近くに自動車3台と倉庫を置く駐車場を整備したいとのこと。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、鍛冶屋集落内に位置する第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側と西側は宅地、南側は道路、北側は畑に隣接しており、同意は得られています。雨水は既存農業用水路へ放流します。区長の同意は得られています。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>【スライド現地説明】</p> <p>以上です。</p> |
| 会長（議長） | <p>この件につきましては、14番西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p> |
| 西田委員 | <p>失礼します。西田です。11月7日、譲渡人ご本人と立ち会っていただきまして現地を確認いたしました。譲受人の方は電話を致しましたが時間と日にちの都合がつかないからと。ずいぶん前からお願いしている件でお任せをしますということで譲渡人と2人で確認をいたしました。ご覧になってわかりますとおり住宅の間にある空地という感じで日照とかそういうことは全く問題ないと感じました。双方ずいぶん前から検討されていたとのことで問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p> |
| 会長（議長） | <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>（質疑なし）</p> |
| 会長（議長） | <p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員一同 | <p>（全員挙手）</p> |

| | |
|--------|--|
| 会長（議長） | <p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 10-2 について事務局は説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>受付番号 10-2 について説明します。 【議案第 2 号 受付番号 10-2 朗読後、説明】 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 204 m² 所有権移転による貸駐車場を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、議案書の 8 ページから 11 ページに付けています。 場所については、議案書の 8 ページから 10 ページに図面を付けていますが、八頭町役場本庁舎から約 200m 南西に位置する農地になります。土地利用計画図は 11 ページに付けています。 転用理由につきましては、申請地の近隣住民から貸駐車場としての要望があったため、自動車 5 台分の貸露天駐車場を整備したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、八頭町役場本庁舎から 300m 以内に位置する第 3 種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地はありません。水利権者の同意は得られております。 日照、通風についてですが、周辺に農地はないため、影響ありません。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。 【スライド現地説明】 以上です。</p> |

| | |
|--------|--|
| 会長（議長） | <p>この件につきましては、私が事前調査を行いましたので報告を行います。</p> <p>11月8日に代理人を立てておられます譲受人については行政書士事務所、担当は●●さん。同じく譲渡人については代理人を行政書士事務所の●●さんということで双方が話し合っただけで売買が成立しているところでございます。事務局の説明のとおり露天駐車場で話し合いがすんでおりますので予定どおりできますよう協議をお願いします。以上で報告を終わります。</p> |
| 委員一同 | <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> |
| 会長（議長） | <p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員一同 | <p>（全員挙手）</p> |
| 会長（議長） | <p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、受付番号11-3について事務局は説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>受付番号11-3について説明をします。</p> <p>【議案第2号 受付番号11-3 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 稲荷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,063 m²</p> <p>使用貸借による埋蔵文化財試掘調査を目的とした一時転用です。</p> <p>場所、図面など資料については、議案書の12ページから16ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の12ページから14ページに図面を付けていますが、東郡家駅の南東250mに位置する農地になります。土地利用計画図は15ページ、試掘面積計算表は16ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、当該地に建築条件付売買予定地を14区画整備したく、担当課の指導に従い、埋蔵文化財試掘調査を実施したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> |

事務局

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、東郡家駅と郡家東小学校から500m以内に位置し、隣接する道路に水道管と下水管が埋設されている第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、実施は八頭町教育委員会事務局で予算計上を確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図と試掘面積計算書から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、周囲は申請地と同一地番に囲まれており同意は得られています。雨水は自然流下で地下浸透します。区長と水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

以上です。

会長（議長）

この件につきましては、4番綾木晴子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

綾木委員

11月1日に農地の現地確認を行いました。借受人貸出人双方の代理人である行政書士事務所の●●さんに電話して聞き取り調査を行いました。先ほどの事務局の説明のとおりほ場の一部の転用であり、周辺の農業に影響を及ぼす恐れはないと判断いたしました。

また、一時転用の申請であり、復元が見込まれます。申請内容について、関係者は理解のうえ、同意しているということでした。

本件については問題ないと判断しましたので皆様のご検討よろしくをお願いします。

会長（議長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

会長（議長）

意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

| | |
|---------|--|
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 会長 (議長) | <p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の17ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和3年10月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権が、新規8件、更新23件、合計31件です。面積は、田が86,699㎡(51筆)、畑が7,214㎡(8筆)で、合計93,913㎡(59筆)です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規8件、更新54件、合計62件です。面積は田が202,018㎡(107筆)、畑が4,436㎡(5筆)で、合計206,454㎡です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p> |
| 会長 (議長) | <p>通常の利用権設定分、受付番号50-19並びに51-20を除く、32-1から71-31について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p> |
| 委員一同 | (報告なし) |
| 会長 (議長) | この件につきまして、質問意見はありませんか。 |
| 小林委員 | <p>教えていただけるとしたら教えてください。●●さん横田●●番地。利用権の設定を受ける者、●●Aさん、●●Bさん、以前は●●Cさん。以上の名前が出てきたと思うんですけど今回BさんなりAさんなり同じ家で名前を分けておられるのは何か理由があるんですか？</p> |
| 事務局 | <p>●●さんのところは実際3名の方の名前が出てきます。お父さんが主にネギを。お米の方を息子さんがされているとお聞きしています。今まではCさんが代表で貸し借りを行っていたことが多かった</p> |

| | |
|--------|---|
| 事務局 | のですがこれからはCさんのご主人であるBさんが主になってやられるお考えがあるようで今後はBさんが主になって契約者になられるようです。 |
| 小林委員 | 大変よくわかりました。ありがとうございました。 |
| 会長（議長） | その他ございませんか。 |
| 西田委員 | この件につきましては私が調査しました。Cさん本人に質問してみたところ事務局の回答と同じような回答でしたし、家族中が協力し合って多大な面積を管理しておられる状況を日夜見ておりますので大丈夫だと思います。 |
| 会長（議長） | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |
| 会長（議長） | 賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号 50-19 並びに 51-20 を除く、32-1 から 71-31 について、申請どおり決定します。 続きまして、受付番号50-19並びに51-20についての審議ですが、これは竹内俊雄推進委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により竹内推進委員は一時退席をお願いします。 |
| | （竹内推進委員退席） |
| | それでは受付番号50-19並びに51-20について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 会長（議長） | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |
| 会長（議長） | 賛成多数と認めます。受付番号 50-19 並びに 51-20 について申請どおり決定します。竹内推進委員は入室してください。 |

| | |
|--------|--|
| | (竹内推進委員入室) |
| 会長（議長） | つづきまして、中間管理事業分 受付番号 48-1 から 109-62 について審議を行います。 この件につきまして、質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | (質疑なし) |
| 会長（議長） | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | (全員挙手) |
| 会長（議長） | 賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 48-1 から 109-62 について申請どおり決定します。 以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案書の32ページをご覧ください。 議案第4号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年10月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号107-1から214-108について説明します。 先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地206,454㎡(112筆)と、既に機構へ貸付けられている農地190,755㎡(96筆)の合計397,209㎡(208筆)を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の担い手法人3社へ328,204㎡(170筆)、その他8名の個人耕作者へ69,005㎡(38筆)を配分するものです。以上です。 |
| 会長（議長） | それでは審議を行います。整理番号145-39を除く、107-1から214-108につきまして、質問意見はありませんか。 |
| 今井委員 | 今井です。この権利の設定を受ける者は誰が決めるのでしょうか。 |

| | |
|--------|---|
| 事務局 | 事務局の藤田です。調整は町及び農地中間管理機構が行いますが決定は県知事となります。 |
| 今井委員 | 権利の設定を受ける者の中に地域の水利管理に協力をいただけない方が見受けられます。そういう方に配分していいんでしょうか。 |
| 事務局 | 町より配分計画案について意見を求められております。「適正な農業用施設、水利管理を行うよう指導を行うこと」という意味の意見を付して回答することでいかがでしょうか。 |
| 今井委員 | それで結構です。町に指導をしていただければと思います。 |
| 会長（議長） | それでは条件付きで町の方に回答することとしたいと思います。事務局は回答する意見について提案してください。 |
| 事務局 | はい。「農業用施設の適正管理を指導する」旨の意見を付して回答することを提案します。 |
| 会長（議長） | それでは条件付きでございますが、賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |
| 会長（議長） | 賛成多数と認めます。整理番号145-39を除く、107-1から214-108につきまして、申請どおり決定します。 続きまして、整理番号145-39についての審議ですが、これは山根祐一委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。 |
| | （山根委員退席） |
| 会長（議長） | それでは整理番号145-39について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 会長（議長） | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員一同 | （全員挙手） |

会長（議長） 賛成多数と認めます。整理番号145-39について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。

（山根委員入室）

以上で日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第7 その他について、事務局より説明願います。

事務局

- 別段面積（下限面積）の見直しについて
- 中山間地域等直接支払交付金制度の集落戦略作成について
- 稲荷地内における宅地造成計画について
- 無断転用に係る非農地証明申請書の取扱い等について
- 資料提供
 - ・農業委員会特別研修大会資料
- 次回R3.12定例会
 - 12月10日（金）13時30分から
 - 船岡地区公民館

以上です。

会長（議長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

会長（議長） 無いようですので、以上で第8回農業委員会を終了します。

終了（15時30分）